

令和3年10月6日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

社会問題対策特別委員会資料

目 次

【地球温暖化対策・脱炭素社会の推進について】

1 気候変動対策について

- (1) 気候変動対策を巡る情勢について・・・・・・・・・・ 1
- (2) 神奈川県地球温暖化対策計画の改定について・・・・・・・・ 2
- (3) 緩和策の取組について・・・・・・・・・・ 5
- (4) 適応策の取組について・・・・・・・・・・ 8

【資源循環、食品ロス問題について】

2 プラごみ対策について

- (1) かながわプラごみゼロ宣言について・・・・・・・・・・ 11

3 食品ロス対策について

- (1) 現状について・・・・・・・・・・ 14
- (2) これまでの取組について・・・・・・・・・・ 15
- (3) 課題について・・・・・・・・・・ 15
- (4) 今後の取組について・・・・・・・・・・ 15

参考資料

- 1 神奈川県地球温暖化対策計画改定素案
- 2 かながわ脱炭素ビジョン 2050（案）

1 気候変動対策について

(1) 気候変動対策を巡る情勢について

ア 背景

近年、我が国では、地球温暖化など気候変動との関連が指摘される猛暑や、数十年に一度と言われるような豪雨が毎年発生するなど、各地で深刻な被害に見舞われている。令和3年8月に発表された国連の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の第6次評価報告書第1作業部会報告書では、人間活動の影響で地球温暖化が進んだことには疑う余地がないとしている。

イ 社会動向等

(ア) 国際情勢

- 2050年脱炭素社会の実現は世界共通の優先課題となっており、既に120を超える国や地域がこれを表明するとともに、国内においても200を超える自治体がゼロカーボンシティを表明するなど、パリ協定の下、脱炭素化を目指す動きは加速化している。
- さらに、昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大によって深刻な影響を受けた経済の復興に当たっては、強靱で持続可能な経済社会の構築が重要であり、気候変動など環境対策も両立させる「グリーンリカバリー」の考え方で推進しようとする動きが欧州を中心に広がっている。再生可能エネルギーへの投資加速、電気自動車の販売促進やインフラ整備支援など、環境を重視した経済復興の取組が進んでいる。

(イ) 国の動向

- 令和2年10月の菅首相が所信表明演説において、グリーン社会の実現に向け、「2050年脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言した。
- 国と地方の協働・共創による、地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて、令和2年12月に「国・地方脱炭素実現会議」が設置され、令和3年6月に、地域脱炭素の行程と取組例を示す、「地域脱炭素ロードマップ」が公表された。
- 令和3年4月の気候サミットでは、「2030年度の温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けた挑戦を続ける」ことが表明された。
- 令和3年5月に地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）が改正され、温対法の基本理念に2050年脱炭素社会の実現が位置付けられた。

(ウ) 県の動向

- 令和元年の台風第 15 号及び第 19 号が、県内に記録的な暴風や高波、高潮、大雨をもたらし、各地域で甚大な被害が生じたことを受け、県は同年 11 月に「2050 年脱炭素社会の実現」を表明するとともに、こうした気候変動に対応するため、令和 2 年 2 月に「かながわ気候非常事態宣言」を発表し、その基本的な取組の一つとして位置付けた。

(2) 神奈川県地球温暖化対策計画の改定について

ア 計画改定の背景

(ア) 計画の位置付け等

- 温対法に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法（以下「適応法」という。）に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付けている。
- 計画は、国の動向や社会状況の変化などを踏まえ、見直すこととしており、昨今の社会状況等を踏まえ、計画改定について検討を行った。

(イ) 改正法の概要

令和 3 年 5 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立した。

a 主な改正内容

- ① 温対法の基本理念に「2050 年脱炭素社会の実現」を位置付け
- ② 地方公共団体実行計画に次の施策目標の設定を義務付け
 - (a) 再生可能エネルギーの利用の促進
 - (b) 温室効果ガス削減等の活動の促進
 - (c) 温室効果ガス削減等に資する地域環境の整備・改善
 - (d) 廃棄物等の発生抑制の促進など循環型社会の形成

b 施行期日

- ① 令和 3 年 6 月 2 日
- ② 公布日から 1 年以内※

※ 国は、改正法の施行に向けて、上記(a)～(d)の目標設定に係るガイドラインを示す予定としている（時期未定）。

イ 改定素案の概要

(ア) 見直しの趣旨

a 見直しの基本的な考え方

県として、脱炭素社会の実現に向けた姿勢を早期に示す必要があるが、逼迫する新型コロナウイルス感染症への対策等に最優先

に取り組まなければならないため、令和3年度の見直しは最小限とし、現行計画（平成28年10月改定）の増補にとどめる。

なお、改正法や国の「地球温暖化対策計画」の改定への対応等を踏まえ、令和5年度以降に改めて計画について全面的な見直しを行う予定としている。

b 見直しの内容

① 温室効果ガスの削減目標の見直し

○ 中期目標

「2030（令和12）年度の温室効果ガスの排出量を、2013（平成25）年度比で46%削減する」という国の新たな温室効果ガス削減目標の県内での達成を目指し、県の2030（令和12）年度における削減目標を見直す。

○ 長期目標

県が表明した「2050年脱炭素社会の実現」を踏まえ、長期目標を見直す。

② 緩和策及び適応策の追加

現行計画の前回改定以降、新たに実施し、継続している緩和策（温室効果ガスの排出の抑制）及び適応策（現在及び将来予測される影響への対処）を追加する。

③ 長期目標達成に向けたビジョンの追加

（公財）地球環境戦略研究機関（IGES）と県の共同研究による「かながわ脱炭素ビジョン2050（案）」において、脱炭素社会の将来像等を示し、今後、その具体化を検討していく。

(イ) 基本的な方針

現行計画における地球温暖化対策に取り組む際の基本的な方針である「すべての主体による取組を推進」、「各主体相互の連携・協働を促進」及び「神奈川のチカラを生かした取組を推進」を踏まえつつ、次の視点も合わせて地球温暖化対策に取り組む。

- SDGsの実現に向けた取組の推進
- グリーンリカバリーを踏まえた環境重視の経済復興の推進
- 各主体の「脱炭素型ライフスタイル」等への転換の促進

(ウ) 緩和策

a 温室効果ガスの削減目標

削減目標	現行計画	今回の見直し
2030年度 (中期目標)	2013年度比27%削減	2013年度比46%削減
2050年度 (長期目標)	80%の温室効果ガスの 排出削減	脱炭素社会の実現を目指す

b 中期目標の達成に向けて

① 現状と課題

計画の進捗状況や県内の温室効果ガス排出量の推計結果等を踏まえて、部門ごとの現状と課題を記載する。

② 主な施策

分野	施策
業務部門	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの利用拡大 エネルギーの地産地消に向けた取組
家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの利用促進 省エネルギーの実践活動の推進 高効率家電製品や設備機器の普及
廃棄物部門	<ul style="list-style-type: none"> プラスチックごみの削減 食品ロスの削減
再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの利用拡大（再掲） 太陽光発電の導入促進 蓄電池の導入促進
森林等の整備・保全	<ul style="list-style-type: none"> 森林環境税及び森林環境譲与税の活用
フロン類対策	<ul style="list-style-type: none"> フロン類の排出抑制 ノンフロン・低GWP（地球温暖化係数）化
地球温暖化対策教育	<ul style="list-style-type: none"> 学校における環境教育の推進

c 長期目標の達成に向けて

「2050年脱炭素社会の実現」に向けては、県として、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの普及拡大の取組を最大限進めるとともに、企業や研究機関における新たな技術開発（イノベーション）の成果の普及や、大気中のCO₂を除去するネガティブエミッションの活用等についても検討する。

また、こうした取組とともに、県民一人ひとりのライフスタイルや、経済・社会全体を大きく変革していく必要がある。

長期目標の達成に向けては、国や県の取組の大幅な強化が求められるが、当面は、「かながわ脱炭素ビジョン 2050（案）」により、県民、企業、行政が目指すべき将来像を示すとともに、今からできる行動を提示することで、各主体の行動変容等を促していく。

(I) 適応策

a 本県における適応策

① 施策の方向性

「農林水産分野」、「自然災害分野」、「健康分野」の3分野を優先的に、「効果的」かつ「効率的」に気候変動適応の取組を進める。

② 主な施策

分野	施策
農林水産分野	・気候変動影響調査の実施 ・磯焼けによる定着性水産生物の変化への対策
自然災害分野	・適応策検討に向けた潜在的ニーズ調査の実施
健康分野	・暑熱に係る県民参加型調査の実施
その他 (情報収集等)	・学校における環境教育の推進 ・気候変動に関する情報収集・発信

(オ) 計画の推進

令和5年度以降の全面的な見直しに向けて、緩和策及び適応策の一層の強化に向けた検討を引き続き進めるとともに、改正法を踏まえた各部門や施策ごとの目標等の検討や中期目標の精査を行う。

また、施策等の検討に当たっては、県内市町村のみならず、他の都道府県等との連携や協力を強化し、協調的かつ効果的に施策を実施する手法についても、併せて検討する。

(3) 緩和策の取組について

ア 本県の緩和策

地球温暖化による様々な影響を防ぐためには、まず、その原因である温室効果ガスの排出を削減する施策を推進する必要がある。本県においても、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入及び利用の拡大に関する取組を推進している。

イ 令和3年度の主な取組

(ア) 業務部門

○ 県内企業等への再生可能エネルギーの利用拡大

再生可能エネルギー電力を販売する小売電気事業者と利用者の双方を応援する「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」及びリバースオークション（せり下げ方式の入札）を活用し、再生可能エネルギー電力を安価に調達する「かながわ再エネオークション」を実施する。

「再エネ100宣言 RE Action」に参加を表明し、2050年までに全県有施設における再生可能エネルギー利用に向けた取組を行う。

○ エネルギーの地産地消に向けた取組

県、企業庁及び電力会社が協定を締結し、企業庁の水力発電所の電気が持つ環境価値を活用して、県の環境施策を推進するとともに、再生可能エネルギーの地産地消及び県内企業のCO₂排出量

の削減を推進する。

○ Z E B 導入費補助

省エネと創エネにより年間の一次エネルギー消費量を正味でゼロにする、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（Z E B）の導入に対して補助する。

(イ) 家庭部門

○ 再生可能エネルギーの利用促進

近隣都県市で連携し、再生可能エネルギー電力の購入希望者を募り、スケールメリットを生かして価格の低減を図る共同購入促進事業の実施等により、家庭における再生可能エネルギー利用を促進する。

○ 省エネルギー性能に優れた家電製品の普及

家庭での電気使用量が多いエアコン又は電気冷蔵庫について、省エネルギー性能に優れた家電への買替の促進を図る取組を近隣都県市と連携して実施する。

○ エネルギー自立型住宅促進事業費補助

省エネと創エネにより年間の一次エネルギー消費量を正味でゼロにする、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）の導入や、Z E H化することが困難な既存住宅の省エネ改修工事に対して補助する。

(ウ) 廃棄物部門

○ プラスチックごみの削減

消費者や事業者等の行動変容を促すため、「ワンウェイプラの削減」「プラごみの再生利用の推進」「クリーン活動の拡大等」の取組を進めていく。

○ 食品ロス削減に向けた取組

食品ロスの削減に向けて、市町村、事業者、関係団体と連携し、削減目標や具体的な取組を位置付けた、県食品ロス削減推進計画を策定する。

(イ) 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進

○ 自家消費型太陽光発電等導入費補助

事業所への固定価格買取制度を利用しない太陽光発電等の更なる導入拡大を図るため、自家消費型の太陽光発電設備等の導入に対して補助する。また、蓄電池を併せて設置する事業や、初期費用ゼロで事業所に太陽光発電設備等を設置する事業（事業所用自家消費型0円ソーラー）に対して、新たに補助する。

- 太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助
住宅への太陽光発電の更なる導入拡大を図るため、初期費用ゼロで住宅に太陽光発電設備を設置する事業（住宅用0円ソーラー）に対して補助する。また、蓄電池を併せて設置する事業に対して、新たに補助する。
- 太陽光発電設備の共同購入事業
住宅への太陽光発電等の更なる導入拡大を図るため、購入希望者を募り、一括して発注することで市場価格よりも安い費用で購入することができる共同購入事業を実施する。また、蓄電池を新たに共同購入事業の対象とする。
 - ・ 実施メニュー
「太陽光発電」、「太陽光発電+蓄電池」、「蓄電池」
- 燃料電池自動車等導入費補助
水素エネルギーの導入を促進するため、個人や事業者による燃料電池自動車（FCV）等の導入に対して補助する。
- 水素ステーション整備費補助
燃料電池自動車（FCV）の普及に不可欠な、水素ステーションの整備を促進するため、事業者による水素ステーションの整備に対して補助する。その際、水素ステーションが設置されていない市町村に新たに整備する場合には、補助を増額する。
- EV活用自家消費システム導入費補助
電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）を蓄電池として利用するため、建物とEV・PHVの間で充電電を行うV2H設備の導入に対して補助する。また、V2H設備と併せてEV・PHVを新たに導入する場合に、補助を増額する。

(オ) 森林等の整備・保全

- 森林環境税及び森林環境譲与税を活用した取組
令和元年度から譲与が開始された森林環境譲与税の趣旨を踏まえて、市町村が実施する森林整備の取組を支援し、県内の森林整備の一層の促進を目指す。
また、木材の安定供給や市町村のモデルとなるような木材利用の企画・提案など、市町村が取り組みやすい環境の整備を行う。

(カ) フロン類対策

- フロン類の排出抑制
業務用エアコン、冷凍冷蔵機器からのフロン類の漏洩や廃棄時の放出を防ぐため、フロン排出抑制法に基づく報告などをもとに、立入検査を行うとともに、事業者指導を行う。また、適切な機器管理について周知啓発を図る。

- 冷媒のノンフロン・低GWP（地球温暖化係数）化
国や民間事業者の取組について、情報提供に努める。

(キ) 地球温暖化対策教育

次世代を担う若年層を中心に地球温暖化など気候変動問題の理解促進を図るため、気候変動に関する学習教材を作成し、県ホームページ（かながわ気候変動WEB）において公開することで、学校の授業やワークショップ等での活用を促し、各学校における環境学習の推進を支援する。

(4) 適応策の取組について

ア 本県の適応策

緩和策を講じても生ずる可能性のある、避けられない影響に対応するため、地方公共団体は、適応法に基づき、その区域における自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努める必要があり、本県においても、地域特性等を踏まえて、「農林水産分野」、「自然災害分野」、「健康分野」の3分野を優先して、計画的に取組を推進している。

イ 令和3年度の主な取組

(7) 農林水産分野の取組

- 地球温暖化に対応した農業生産技術研究
地球温暖化の影響が及ぶと予測される事項に関し、その適応策の試験研究を行う。
- 病虫害防除推進事業
病虫害発生予察情報を農業者に提供し、的確かつ経済的な防除を行い、病虫害の発生を未然に防ぐとともに、環境に配慮した総合的病虫害管理の普及推進を図る。
- 林業技術定着促進事業
林業技術改善に関する調査研究を行うとともに、調査結果に基づく普及活動を行い、適応化に資する。
- 林業指導研修事業
林業普及指導職員が、森林所有者等に対して巡回指導を行い、また、試験研究成果の現地適応化試験を行い、林業技術の普及及び林業経営の改善を図り、適応化に資する。
- 地球温暖化適応策調査研究
気候変動に伴う海洋環境の変化に対応し、漁業経営に与える影響を最小限に抑えるため、新たな漁業の展開に必要な技術の

開発を行う。

○ 磯焼け・海藻緊急再生支援事業

気候変動に伴う海洋環境の変化に対応し、県沿岸域の水産資源を再生させ、低下した漁業生産力の回復を図るため、磯焼けにより消失した藻場の再生を行う。

(4) 自然災害分野の取組

a 自然災害分野の適応策検討のための潜在的ニーズ調査

地域の関係者（住民、事業者、行政等）へのヒアリングを通じ、気候変動影響についての意識や懸念を把握するとともに、得られた情報を分析・整理して、適応に必要と考えられる情報など潜在的なニーズを可視化する。

b 神奈川県水防災戦略の取組

○ 緊急に実施することで被害を最小化するハード対策

今後の出水期に向け、早急な対応が必要な箇所、迅速な整備が必要な箇所等に対して、令和2年度から4年度の3か年内に緊急に実施し、危険箇所の解消を図る事業

（主な取組）

- ・河川の緊急対応
- ・県営水道施設の災害対応力の強化
- ・漁港施設等の機能強化
- ・県有緑地に係る現況情報の整備、被害防止対策の強化

○ 中長期的な視点で取組を加速させるハード対策

中長期的な視点で取り組む事業のうち、減災、強靱化の効果が早期に期待できる事業について、充実強化、事業の前倒し等を図る事業

（主な取組）

- ・遊水地や流路のボトルネック箇所等の整備
- ・海岸保全施設等の整備
- ・漁港、港湾施設等の防災機能の強化
- ・土砂災害防止施設の整備
- ・治山施設・林道施設の長寿命化・強靱化
- ・道路の防災対策の充実・強化
- ・農業水利施設等の整備・強靱化
- ・県有緑地の防災対策の強化
- ・流域下水道施設の耐水化

○ 災害対応力の充実強化に向けたソフト対策

市町村が行う避難対策、減災対策への支援、住民による適切な避難行動につなげるための迅速・的確な情報受伝達機能の強化、県の災害対応体制の強化等を図る事業

(主な取組)

- ・市町村への財政的支援
- ・国、市町村等との情報受伝達機能の充実・強化
- ・災害対応体制の整備

(ウ) 健康分野の取組

○ 暑熱に係る県民参加型調査

参加を希望する県民に測定器を貸与し、定められた日時に自ら暑さ指数を測定することで暑熱に関する意識啓発を図る。県は得られたデータを広く県民に公開するとともに、熱中症対策等の検討に活用する。

○ 大気汚染状況の把握と迅速な情報提供

大気環境測定局で収集したデータにより環境汚染の状況を常時把握するとともに、汚染の状況に応じて光化学スモッグ注意報発令等の緊急時措置を迅速に行う。

(I) その他の取組

○ 普及啓発等

気候変動への関心等を高めるため、学習教材を作成して学校教育の場で活用する。また、気候変動の影響等に関する情報収集等を行う。

○ 東京湾貧酸素水塊対策研究

東京湾で発生する貧酸素水塊の影響を緩和する対策等の研究を実施するとともに、シャコ等減少した水産資源回復のための対策を国に提案する。

2 プラごみ対策について

(1) かながわプラごみゼロ宣言

平成30年9月に、県は「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指すこととした。

また、令和2年3月に、この目的の達成に向け、ワンウェイプラの削減等についての推進方策を具体化した「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」を取りまとめ、現在、この取組を進めている。

かながわプラごみゼロ宣言

海洋汚染が今、世界規模で大きな社会問題となっています。また、プラスチックごみが小さく砕けてできたマイクロプラスチックが、世界中の海で確認されています。こうしたことから、世界中に展開している飲食店でプラスチック製ストローを廃止する動きが広がっています。そんな状況の中、鎌倉市由比ガ浜でシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見されました。

SDGs 未来都市である神奈川県は、これを「クジラからのメッセージ」として受け止め、深刻化する海洋汚染、特にマイクロプラスチック問題から、SDGs 推進に取り組めます。プラスチック製ストローやレジ袋の利用廃止・回収などの取組を神奈川から広げていくことで、SDGs 達成に向け、2030年までのできるだけ早期に捨てられるプラごみゼロを目指します。

ア ワンウェイプラの削減

県は、平成21年度に、スーパー等の小売店や市町村等で構成する「神奈川県レジ袋削減実行委員会」を設置し、マイバッグの推進、レジ袋の有料化等に取り組んできた。

令和2年7月に国が全国の小売店にレジ袋の有料化を義務付けたことも踏まえ、これまでの取組に加え、使い捨てプラスチック容器の削減や代替素材への転換などの取組も進めている。

【取組状況】

- ワンウェイプラの削減等、プラごみゼロに向け具体的な行動に取り組む賛同企業等を募集し、その取組実績を集約し、情報発信した（令和3年7月末現在、賛同企業等数 2,028 者）。
- 令和2年7月に「神奈川県レジ袋削減実行委員会」を改組し、160の事業者・団体から成る「神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会」を立ち上げ、プラ製容器等の削減事例や代替素材の周知によりワンウェイプラ削減を推進している。
- マイバッグ・マイボトル持参等の率先行動を庁内放送やポスターにより職員に呼びかけている。

イ プラごみの再生利用の推進

県は、これまでリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rの取組を通して、廃プラスチック類の再生利用を進めてきた。

その中で、ペットボトルは、再生利用することで繰り返しリサイクルが可能であるが、ボトル本体とラベル・キャップの3分別が進まないことから、ペットボトル素材への再生利用が全国実績で13%と低い状況である。そこで、まずはペットボトルがペットボトルに再生される社会を目指した取組を推進する。また、この取組を神奈川から発信していく。

【取組状況】

- 清涼飲料製造事業者、廃棄物処理業者等で構成する「かながわペットボトルモデル事業推進コンソーシアム」を令和2年3月に立ち上げた。
- 県、市町村及びコンソーシアム参加企業等は、モデル地域内でペットボトルの3分別を推進し、ペットボトルをペットボトルに再生利用するためのモデル事業を実施する。

ウ クリーン活動の拡大等

県は、平成3年度に、相模湾沿岸の13市町等と海岸清掃を担う「かながわ海岸美化財団」を設立するとともに、平成9年度に、県民運動の母体となる「神奈川県美しい環境づくり推進協議会」を設置し、年間約56万人（令和元年度）のボランティア等の参加のもとクリーン活動を行っている。

今後は、クリーン活動の輪を県内全体に広げるとともに、ポイ捨てを許さない環境づくりに向け監視パトロールを強化する。

【取組状況】

- 「神奈川県美しい環境づくり推進協議会」において、引き続きクリーン活動の拡大等を推進する。
- 警察OBの監視員により、ドローンを活用した「スカイパトロール」を令和2年1月から実施し、プラごみの早期発見・早期回収を進めている。
- 不法投棄の発見や通報に関する協定を締結した団体・企業に、車両用ステッカーを配付し、ゴミのポイ捨てを許さない社会に向けた環境づくりを進めている。
- 今後は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況等も踏まえつつ、今年度立ち上げ予定のスマートフォン用総合情報プラットフォームを活用し、賛同企業等や、河川や海岸の清掃活動を行う市民団体等の連携を促進するための取組を進める。



ドローンを活用した監視活動

エ その他

(7) 普及啓発

- プラごみ問題をテーマとして作成した動画やイベント等で回収したプラごみを原料に作製した啓発物品等により普及啓発に取り組んでいる。
- 学校、企業等を対象に「プラごみゼロに向けた取組」をテーマとした出前講座を実施し、地域における環境学習を推進している。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当面の間、出前講座は中止している。



啓発動画

(1) 実態調査

- プラごみを含め、海岸に漂着したごみの実態調査を実施している。
- 内陸部におけるマイクロプラスチックの発生源解明に向けた実態調査を実施している。
- 県内事業者から排出されるプラごみ等の産業廃棄物の処理状況等の調査を実施した。（令和2年度）

3 食品ロス対策について

我が国では、まだ食べることができる食品が、生産、販売、消費等の各段階で日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しており、その削減は国際的にも重要な課題となっている。

国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減を推進するため、2019年に食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、2020年には同法に基づき食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が閣議決定された。

基本方針には、食品ロス発生量を2030年度までに、2000年度比で半減させる削減目標が設定されたこと、食品ロス削減推進法では、都道府県は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画の策定に努めることとされていることを受け、本県では食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス対策を進めることとした。

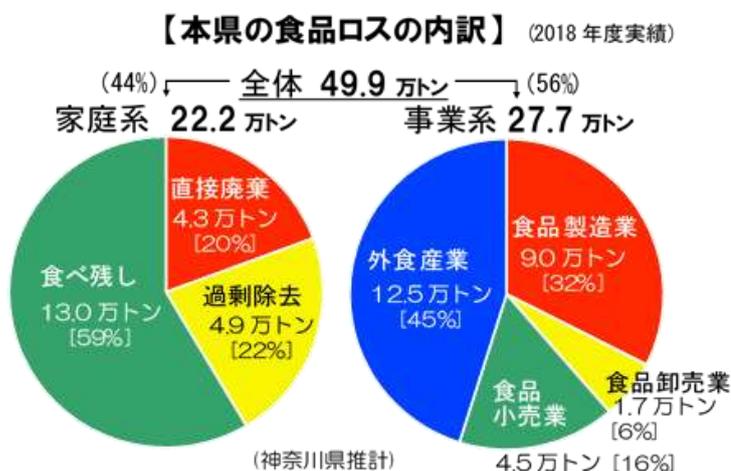
(1) 現状について

ア 家庭系食品ロス

2018年度における家庭からの食品ロスの発生量は22.2万トンであり、その内訳は、食べ残しが13.0万トン（同59%）、過剰除去が4.9万トン（同22%）、未開封の食品などの直接廃棄が4.3万トン（全体の20%）、であった。

イ 事業系食品ロス

2018年度における県内事業者からの食品ロスの発生量は27.7万トンであり、その内訳は、外食産業が12.5万トン（全体の45%）、食品製造業が9.0万トン（同32%）、食品小売業4.5万トン（同16%）、食品卸売業1.7万トン（同6%）であった。



(2) これまでの取組について

本県では、食品ロス削減対策を「循環型社会づくり計画」や「食育推進計画」等の各種施策に位置付けた上で、県ホームページにおいて、食品ロスに関する県の取組を紹介するほか、県のたよりに食品ロス削減に関する情報を掲載し、周知を行ってきた。

また、宴会等での食べきを促す「3010 運動」の推進、ポスターや啓発動画による普及啓発等に取り組んできた。

さらに、今年8月24日～9月3日にかけて家庭などで活用されていない食品を持ち寄り、フードバンク等を通じて食の支援が必要な方に届ける「フードドライブ」活動を県庁内で実施した。そのうえで、活動結果や課題等を検証し、10月の食品ロス削減月間に県内におけるフードドライブ活動の実施を広く呼び掛けている。

(3) 課題について

ア 家庭系食品ロス

家庭から出る食品ロスとしては、「食べ残し」の割合が最も高いことから、日常生活において買いすぎ・作りすぎの抑制、食べきる習慣に関する意識啓発等、食品ロスに対する県民意識の向上を図る必要がある。

イ 事業系食品ロス

事業系食品ロスにおける発生割合が一番高い外食産業からの食品ロスの削減に向けた取組を進める必要がある。また、事業系食品ロス全体を削減するため、賞味期限が近いなどの理由で事業者が廃棄する規格外品等の食品の有効活用や消費者の意識啓発など、多様な取組を進める必要がある。

(4) 今後の取組について

本県における食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進するため、「神奈川県食品ロス削減推進計画」を策定する。

本計画に基づき、消費者、事業者、NPO等の関係団体、行政等の多様な主体が連携・協働して、本県の現状や特性に応じた施策を実施し、食品ロス削減に向けた取組をより一層推進する。

ア 計画の位置づけと計画期間

食品ロス削減推進法第12条第1項に基づく「都道府県食品ロス削減推進計画」として策定する。

計画期間は、2022年度から2030年度までの9年間とする。

イ 目指す姿と施策の方向性

食べ物を無駄にしない県民意識を醸成し、食品ロス削減を「自分事」として捉え、取組を実践する社会の実現を目指す。

県民が「食」への感謝の気持ちを持ち、食品ロス削減に向けた行動変革が広がるよう、各主体が連携し、県民運動として食品ロス削減が進むよう施策を展開する。

ウ 削減目標

県内の食品ロスの実態及び国の削減目標を踏まえ、2030年度までに、2000年度比で食品ロスを半減させる目標を設定する。

エ 推進施策

県民の意識啓発などによる食品ロス削減の取組や、食品関連事業者から出る規格外品等の有効活用に関する取組などを推進する。主な施策は、次のとおりである。

【教育及び学習の振興・普及啓発等】

- 毎年10月の食品ロス削減月間において、県の広報「県のたより」やカナフルTVによる食品ロス削減に関する県の取組を紹介するなど、県民に対する普及啓発を行う。
- 食品表示セミナー等を実施し、賞味期限と消費期限の違い等、期限表示の正しい理解を進めるなど、家庭での食品ロス削減のために暮らしの中で意識して実践できる内容の普及啓発を行う。
- 学校教育において、学習指導要領に基づき、社会科、公民科、技術・家庭科、家庭科などの教科を中心に、消費者教育を実施する。

【食品関連事業者等の取組に対する支援】

- 消費者に対して、外食時の食べ残しを減らす、スーパー等で消費期限が近い商品から購入するといった、意識啓発に取り組む。
- キャベツウニ、まぐろコンフィ、カマスボー等の未利用・低利用の農林水産物の活用を促進する。
- 食品関連事業者から排出される食品残さの家畜飼料としての活用を推進するため、食品関連事業者の相談窓口を設けるとともに、飼料の製造業者とのマッチングを推進する。

【実態調査等の推進】

- 事業者から発生する食品ロスの発生量把握調査を継続して行う。また、家庭系の食品ロス発生量の継続的な把握のため、市町村が行う家庭系食品ロスの発生量調査を支援する。

- 県民ニーズ調査等により、食べ物を無駄にしないように気をつけている県民の割合について、継続的に調査を実施する。

【情報の収集及び提供】

- 食品ロスの削減に資する先進的・効果的な取組やアイデア等を積極的に情報収集するとともに、県ホームページ等の各種媒体を通じて、広く提供・発信する。

【未利用食品を提供するための活動の支援等】

- フードバンク活動が県内全域で活発に行われるよう、市町村や関係団体と連携しながら、フードドライブに係る情報提供を行うとともに、食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチングを図るなどフードバンク活動を支援する。
- 災害時の職員及び帰宅困難者用備蓄食料の更新にあたり、賞味期限が切れる一定期間前にフードバンク活動団体等へ引き続き提供する。

オ 各主体の役割

各主体が役割を理解し、食品ロス削減に向けた具体的な行動に移す。

- 消費者
食品ロスの状況と削減の必要性を理解し、自ら行動するとともに、事業者や県・市町村の取組に協力する。
- 事業者
食品ロスの状況と削減の必要性を理解し、自らの取組を消費者に情報提供する。発生する食品ロスの削減に努める。
- 関係団体
食品ロス削減に関する普及啓発等を行う。
- 県・市町村
県及び市町村は、食品ロス削減に関する普及啓発等を行うとともに、災害時の職員及び帰宅困難者用備蓄食料の有効活用する。
また、市町村は、国の基本方針及び県計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画の策定に努め、県は市町村を支援する。

カ 計画の推進

庁内会議を活用し、食品ロスの実態や関係部局の取組等を情報共有し、今後の施策等の検討を行う。

また、計画に記載した施策を着実に推進するため、毎年度、目標の達成状況及び施策の実施状況を把握し、計画の進行管理を行う。